



セロシア

Contents

1-2 アンテナ

- ・福岡県最低賃金65円上げを答申／福岡地方最低賃金審議会
- ・「労働争議統計調査」の結果を公表／福岡労働局
- ・9月は「価格交渉促進月間」／中小企業庁

3-5 経協調査

- ・2025年度・新規学卒者初任給調査結果
- ・2025年 夏季賞与交渉妥結結果

6 世間漫録

7-8 いまこそ「三方よし」の社会経済学

- 5 F・フクヤマの「リベラリズムへの不満」  
(公財)人権教育啓発推進センター 特任講師  
元西日本新聞記者 馬場 周一郎

9-11 けいきょう Law School

- 管理監督者性が肯定された例  
阿部哲茂法律事務所 弁護士 阿部 哲茂

12 米国関税措置を受けた緊急対応策

13-14 インフォメーション

- ・セミナー ・法律相談 ・事務局相談 ・会務報告

裏表紙 九州経営法曹大会 第59回 大分大会

## 福岡県最低賃金65円引上げを答申／福岡地方最低賃金審議会

福岡地方最低賃金審議会は、福岡労働局長に対し、福岡県最低賃金を65円引上げ、1時間1,057円に改正することが適当であるとの答申を行った。福岡労働局は、この答申に基づき速やかに所定の事務手続きを進めていくとしている。

### 答申の要旨

- 1 福岡県最低賃金を1時間1,057円とする。中央最低賃金審議会の引上げ額の目安63円にプラス2円。
- 2 効力発生の日は、令和7年11月16日の見込み。
- 3 最低賃金法第21条に基づく建議を付する。

### 福岡県最低賃金の改正の推移

年 度	最低賃金額 時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
令和2年度	842	1	0.12
令和3年度	870	28	3.33
令和4年度	900	30	3.45
令和5年度	941	41	4.56
令和6年度	992	51	5.42
令和7年度	1,057	65	6.60

(引上げ率は、小数点第三位を四捨五入)

## 「労働争議統計調査」の結果を公表／福岡労働局

厚生労働省は令和6年の標記調査の結果を公表した。令和6年の「総争議」の件数は278件（前年292件）となり、このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は76件（同75件）、「争議行為を伴わない争議」の件数は202件（同217件）となった。

労働争議の主要要求事項は、「賃金」に関するものが154件（同157件）で、最も多く、「組合保障及び労働協約」に関するものが94件（同88件）、「経営・雇用・人事」に関するものが90件（同118件）となった。

## 9月は「価格交渉促進月間」／中小企業庁

中小企業庁は、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施している。

昨年9月の価格交渉促進月間終了後に行われた調査によると、中小企業の約8割が「価格交渉が行われた」と回答し、そのうち7割超において労務費についても価格交渉を実施していた。また、価格転嫁についても、3月調査時から「コスト増加分全額価格転嫁できた割合」が約3ポイント上昇し25.5%、「一部でも価格転嫁できた」割合においても約3ポイント上昇し79.9%となっており、価格転嫁の裾野が広がりつつあることが判明した。

## 「高齢者雇用推進セミナー」開催／高齡・障害・求職者雇用支援機構

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構は、シニア人材がいきいきと活躍できるための環境づくりや人事管理制度、企業の成功事例を紹介する標記セミナーを開催することから、参加を呼びかけている。

詳細は以下の通り。

日 時	11月11日(火) 13:30~16:30
形 式	会場及びオンライン 会場 JR博多シティ大会議室 (福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ10階)
参 加 費	無料
申 込	下の専用ホームページよりお申込みください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou40/kourei2025>

## 「個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表／福岡労働局

福岡労働局は、令和6年度の標記施行状況調査結果を公表した。

労働局に寄せられる総合労働相談は、44,134件（前年比2.5%増）、助言・指導申出は226件（同37.0%増）、あっせん申請72件（同16.1%増）となった。

また、民事上の個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」、助言・指導の申出は、「労働条件引下げ」に関するもの、あっせん申請は、「解雇」に関するものが最も多かった。

## 10月1日から7日「全国労働衛生週間」を実施／厚生労働省

「令和7年度 第76回全国労働衛生週間」が『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けてストレスチェックで健康職場』をスローガンとして、10月1日から10月7日まで実施される。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康確保を目的としている。

9月1日から30日までの準備期間には、日常の労働衛生活動の総点検を呼びかけるとしている。

## 「外国人雇用実態調査」の結果を公表／厚生労働省

厚生労働省は、令和6年の標記調査の結果を公表した。

国内の外国人労働者数（雇用保険被保険者数5人以上事業所）は約182万人（前年約160万人）で、在

留資格別にみると「専門的・技術的分野」が38.9%（同35.6%）、「身分に基づくもの（日本人の配偶者等）」が27.6%（同30.9%）、「技能実習」が20.2%（同22.8%）の順に多く、「月間きまって支給する現金給与額」（一般労働者）は274.9千円（前年比2.7%増）となった。

国籍・地域別では、ベトナムが32.4%（前年29.8%）と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が14.7%（同15.9%）、フィリピンが10.5%（同10.0%）となっている。

## 「職場のハラスメント集中相談会」を開催／福岡県

福岡県は、県内4か所の労働者支援事務所で標記相談会を開催することから、利用を呼びかけている。

使用者も利用することができ、ハラスメント以外の相談も受け付けている。

日 時	9月24日（水）、25日（木） 9:00~20:00
会 場	・福岡労働者支援事務所 （福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階） ・北九州労働者支援事務所 （北九州市小倉北区浅野3-8-1AIMビル4階） ・筑後労働者支援事務所 （久留米市合川町1642-1久留米総合庁舎1階） ・筑豊労働者支援事務所 （飯塚市新立岩8-1飯塚総合庁舎別館2階）
申 込	下の福岡県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/harasumenntor6.html>



# 2025年度・新規学卒者初任給調査結果（福岡県経営者協会調査）

## 2025年8月

調査対象：会員企業 358社 回答状況：回答者数 56社 調査期間：2025年6月3日～7月31日

### 今年の調査結果のポイント

- ・初任給 大学卒（総合）226,339円 高校卒（技術系）191,065円  
初任給を引き上げた企業の割合は79.0%（前年比+1.0ポイント）
- ・支給額の伸び率（単純平均）は4.41%となり、前年4.38%と比較して0.03ポイント増加しました。

### 調査結果

- 1 初任給水準（平均額）と伸び率（2024年は、本年回答のあった同一企業での数値）
  - ・全学歴で前年比増額となりました。
  - ・支給額の伸び率（単純平均）は4.41%となり、前年4.38%と比較して0.03ポイント増加しました。
  - ・大学院（修士）と高専総合は伸び率5%を超えました。

（単位：円）

	初任給の平均額		平均額前年比	伸び率
	2025	2024		
大学院卒（博士）	232,535	222,953	9,582	4.30%
大学院卒（修士）	240,171	228,599	11,572	5.06%
大卒総合	226,339	216,340	9,999	4.62%
大卒一般	215,828	209,672	6,156	2.94%
短大総合	199,788	192,224	7,564	3.93%
短大一般	193,380	185,486	7,894	4.26%
高専総合	211,754	201,427	10,327	5.13%
高専一般	197,373	189,200	8,173	4.32%
専修総合	200,494	191,822	8,672	4.52%
専修一般	190,447	183,221	7,226	3.94%
高卒事務	188,335	179,933	8,402	4.67%
高卒技術	191,065	181,982	9,083	4.99%
高卒現業	189,106	180,618	8,488	4.70%
（単純平均）	—	—	8,703	4.41%

### 2 業種別、従業員数別の初任給水準

初任給の平均額

（単位：円）

業種・従業員	学歴	大学院		大学		短大	
		博士	修士	総合	一般	総合	一般
製造	300人未満	223,250	223,250	211,525	211,525	194,630	194,630
	300人以上	292,867	267,963	250,475	232,457	209,620	204,050
非製造業	300人未満	216,167	215,699	213,301	209,943	192,678	194,871
	300人以上	226,014	241,453	230,069	219,114	202,913	185,180

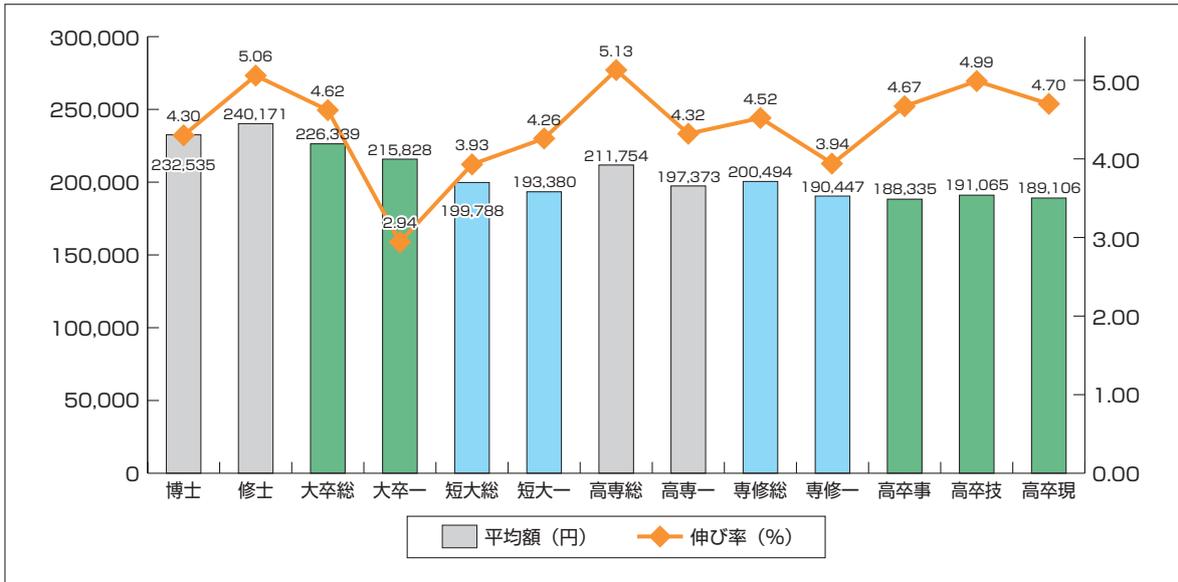
業種・従業員	学歴	高専		専修		高卒		
		総合	一般	総合	一般	事務	技術	現業
製造	300人未満	195,000	195,000	191,667	191,667	182,167	183,333	183,333
	300人以上	226,175	214,550	223,300	199,100	199,271	198,933	197,735
非製造業	300人未満	194,775	190,775	200,220	188,620	179,926	187,143	184,857
	300人以上	213,534	197,680	201,056	189,917	190,314	193,485	188,440

### 3 初任給の引上げ・据置き状況（2024年は、本年回答のあった同一企業での数値）

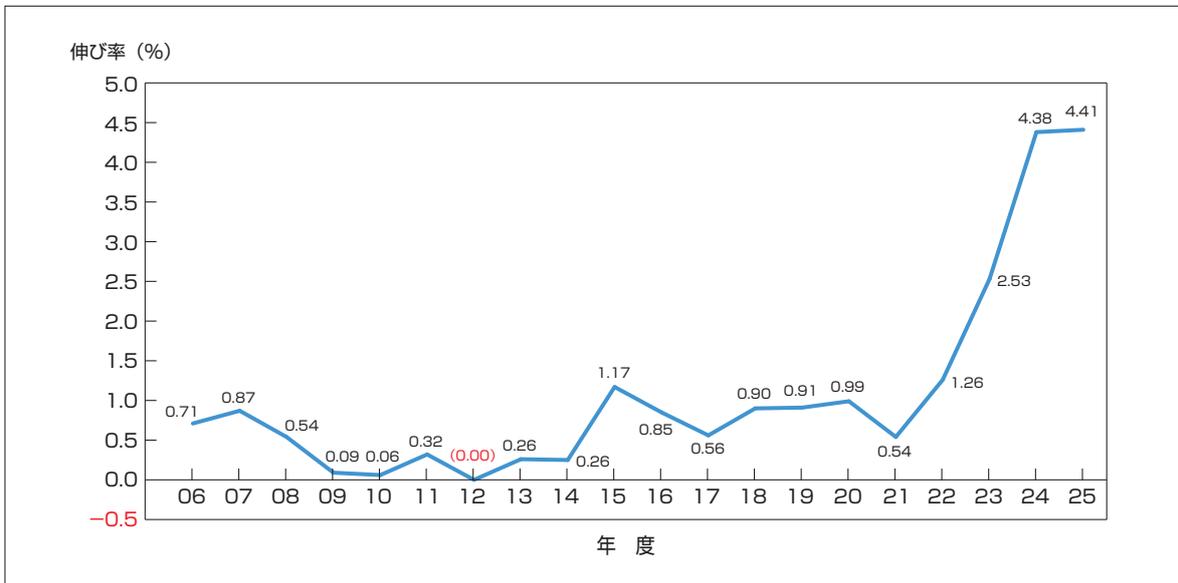
引上げた企業の割合は79.0%、前年と比較して1.0ポイント増加しました。

	引上げた企業の割合		据置いた企業の割合	
	2025年	2024年	2025年	2024年
大学院卒（博士）	73.7%	70.6%	26.3%	29.4%
大学院卒（修士）	83.9%	78.6%	16.1%	21.4%
大卒総合	83.3%	77.3%	16.7%	22.7%
大卒一般	69.6%	81.8%	30.4%	18.2%
短大総合	84.4%	73.3%	15.6%	26.7%
短大一般	75.0%	73.7%	25.0%	26.3%
高専総合	81.5%	84.6%	18.5%	15.4%
高専一般	73.3%	80.0%	26.7%	20.0%
専修総合	77.8%	70.6%	22.2%	29.4%
専修一般	71.4%	71.4%	28.6%	28.6%
高卒事務	85.3%	84.8%	14.7%	15.2%
高卒技術	86.7%	86.2%	13.3%	13.8%
高卒現業	81.5%	81.5%	18.5%	18.5%
単純平均	79.0%	78.0%	21.0%	22.0%

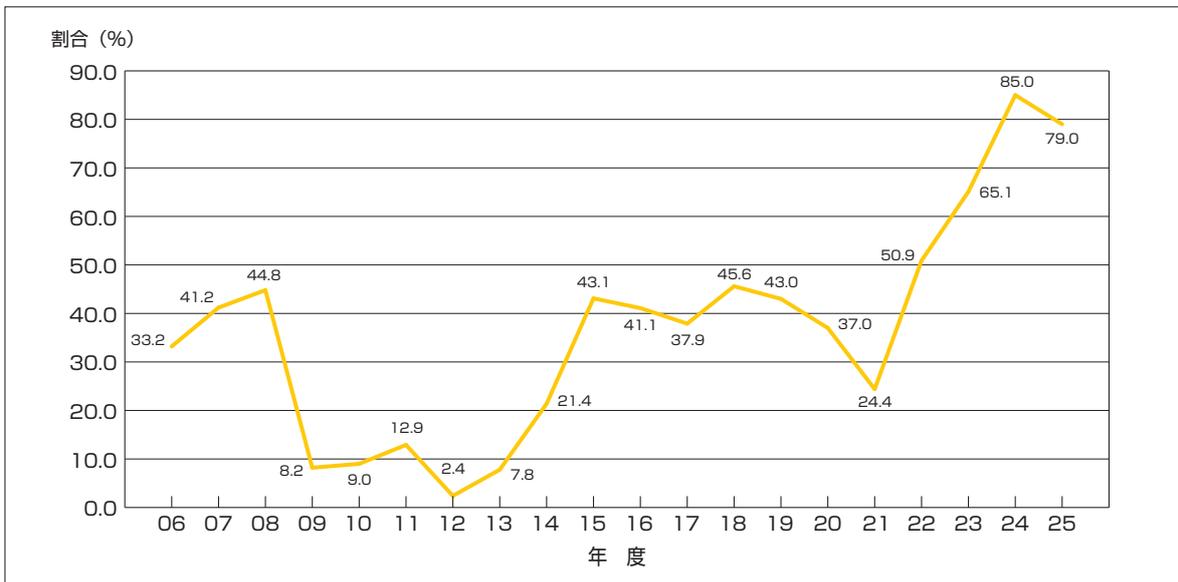
## 初任給水準（平均額）と伸び率



## 初任給の伸び率推移（年度ごとに調査回答先が異なる）



## 初任給を上げた企業の割合推移（年度ごとに調査回答先が異なる）



お忙しいところ、アンケートにご協力くださりましてありがとうございました。

# 2025年 夏季賞与交渉妥結結果 (2025. 7. 28 集計)

回答があった企業のうち、昨年実績と対比可能な53社について集計

表1 業種別交渉状況

福岡県経営者協会

業種	社数 (社)	2025年夏		対前年		2024年夏		
		額(円)	月数(箇月分)	額(円)	伸び率(%)	額(円)	月数(箇月分)	
製造業	食品	1	—	—	—	—	—	
	紙・パルプ	1	—	—	—	—	—	
	化学・ゴム	1	—	—	—	—	—	
	窯業・土石	1	—	—	—	—	—	
	鉄鋼	4	659,855	3.00	△ 17,584	△ 2.60	677,439	3.25
	非鉄金属	1	—	—	—	—	—	—
	電機	5	869,934	2.77	△ 209	△ 0.02	870,143	2.87
	その他製造業	1	—	—	—	—	—	—
製造業平均	15	734,469	2.62	7,594	1.04	726,875	2.65	
非製造業	建設	8	720,014	2.61	7,407	1.04	712,607	2.60
	電力・ガス	1	—	—	—	—	—	—
	卸・小売	14	582,289	2.09	17,659	3.13	564,631	2.08
	運輸・倉庫	5	412,546	1.13	57,988	16.36	354,558	0.75
	教育	1	—	—	—	—	—	—
	その他非製造業	9	689,006	2.65	61,203	9.75	627,803	2.52
非製造業平均	38	613,929	2.31	36,312	6.29	577,617	2.23	
総平均	53	648,044	2.39	28,184	4.55	619,860	2.33	

表2 規模別交渉状況

規模	社数 (社)	2025年夏		対前年		2024年夏		
		額(円)	月数(箇月分)	額(円)	伸び率(%)	額(円)	月数(箇月分)	
1~99人	製造業	2	718,732	2.75	△ 63,435	△ 8.11	782,167	2.96
	非製造業	11	600,846	2.35	15,563	2.66	585,282	2.34
	計	13	618,982	2.41	3,410	0.55	615,572	2.43
100~299人	製造業	5	680,311	2.59	△ 13,758	△ 1.98	694,069	2.76
	非製造業	11	556,098	2.05	12,799	2.36	543,299	2.07
	計	16	594,915	2.19	4,500	0.76	590,414	2.25
300~499人	製造業	3	686,193	2.38	68,999	11.18	617,194	2.21
	非製造業	5	761,458	2.53	106,704	16.30	654,754	2.22
	計	8	733,234	2.47	92,565	14.45	640,669	2.21
500~999人	製造業	3	788,801	2.80	62,563	8.61	726,239	2.55
	非製造業	5	551,645	2.55	71,584	14.91	480,060	2.24
	計	8	640,578	2.63	68,201	11.92	572,377	2.34
1000人以上	製造業	2	876,514	2.93	△ 42,558	△ 4.63	919,072	3.17
	非製造業	6	672,903	2.40	29,405	4.57	643,498	2.34
	計	8	723,806	2.51	11,414	1.60	712,392	2.51
総平均	53	648,044	2.39	28,184	4.55	619,860	2.33	

(注) ・額、月数とも単純平均  
 ・伸び率は平均額をもとに算出  
 ・集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる

# 世間漫録

column note

## 白髪頭のジジ放談

Vol.186

「人民の、人民による、人民のための政治」は、民主主義の理念を端的に表現したリンカーンの有名な言葉だが、「人民による政治」が「人民に幸福と利益をもたらす政治」になる保証はどこにもない。大衆による議論は時間のみを費やし、空転しがちだ。ならば「賢人による政治」の方が、はるかにスピーディで効率的な政策が行えるはずである。

ところが、大きな問題がある。賢人をどう判断し、選ぶかである。仮に「非」賢人が国家意思決定の場に加わり、絶大な権限を手にしたときに想定されるリスクは限りなく高い。それを考へれば、たとえ時間が掛かっても愚昧な人民による喧々諤々の政治がまだマシということになる。これが大衆民主主義の原点である。

成年男子による普通選挙が最も早くに発達したのは、19世紀における米国においてであった。これに英、仏、独など欧州諸国が続き、20世紀

### 「気分民主主義」の時代

## 点火される大衆と消費されるリーダー

には日本などにも波及してくる。女性参政権もこれより少し遅れて各国で実現されていく。この結果、選挙民の数は急激に増加し、有権者の多様な要求を糾合するために政党政治が確立されていく。繰り返し説明になるが、現代民主制の基本は国民の意思を受けて選出された議員が討論し、政策を決定するシステムである。しかし、時代とともに重要な政策は前もって政党や他党との妥協によって決められ、議会での討論は単なる儀式と化していく。

### 賞味期限との戦いを強いられる

大衆民主主義における選挙は、有名な人物を「賢人」と勘違いしたり、人々を扇動する術に長けた者を「救世主」と信じ込んで一票が投じられがちだ。政治的な信念も、手腕もない人物が政治家となり、大衆の人気取りだけに狂奔したらどうなるか。時と場合によつては最高指導者にもの上がる。これは政治の自死である。

1930年代にドイツ国民の不満やイラ立ち、不安や願望を一手に吸収して登場してきたヒトラーはまさに大衆民主主義が生み出した怪物だった。しかし、大衆が歓呼する人気者はヒトラーのような狂気の独裁者だけではない。第2次大戦中、「ユー・アー・マイ・サンシャイン」を

ラジオで歌ってルイジアナ州知事に当選した歌手ジミー・デイヴィスなども大衆民主主義が生み出した典型的なタレント政治家であった。

媚びを売っているだけの三流人を大衆は自分たちの代弁者だと錯覚し、その言説に共鳴共感し、押し立てていくようになる。20世紀はラジオやテレビなどのマスメディアが大衆の欲望に火を点け、興奮の渦巻く劇場社会に変えた。「気分民主主義」の時代である。

大衆は欲望の赴くまま多種多様な要求を叫び、それが入れられなければ指導者への罵言雑言を自在に吐けるようになった。かくて政治は大衆の目先の欲望に盲動する。有権者は目に見える即効性と具体的果実を政治に求める。しかも多大な持ち時間を与えない。



【石破首相の著書「保守政治家 石破茂」】

凡庸な政治指導者は多くの場合、大衆の欲望の記号に過ぎない。拍手で迎えられた登場のときから石持て追われる退場のときまで、急ぎ立てられるような日々が過ぎていく。政治のかじ取り者は常に賞味期限との戦いを強いられる。メディアに点火される大衆と、消費されるリーダー。石破政権誕生から1年の足取りを見ると、我々はそんな政治風景の中にあることを改めて実感する。

# いまこそ「三方よし」の 社会経済学

成長  
からの  
転換

悲観  
からの  
脱出

鬱屈  
からの  
解放

（公財）人権教育啓発推進センター  
特任講師  
元西日本新聞記者  
馬場 周一郎

私はこの連載コラムで、「グローバル資本主義とは何か」について思考を巡らせてきた。浅学の身を承知で結論づければ、グローバル資本主義とは世界経済の不安定化、所得や富の格差拡大、環境破壊など人間社会にさまざまな負の効果を及ぼす“主犯”と考える。

もちろん、現在の地球上のすべての問題をグローバル資本主義に帰すのは酷だろうが、国境を超えてヒト、モノ、カネが移動することが世界経済成長の一本道だとするグローバル資本主義の本質は再検証されて然るべきではないか。

1980年代の「サッチャリズム」や「レーガノミックス」は、グローバル資本主義の先駆けだった。その根底には、「小さな政府」を目指し、規制撤廃を掲げてあらゆる経済活動をマーケット・メカニズムの調整に委ねることが経済効率の向上をもたらすという新自由主義的発想がある。

政府の介入や規制を最小限にとどめ、個々人が自己責任に基づいて競争するシステムこそが人々を幸福に

し、経済成長を推進するエンジンという新自由主義の考えは、冷戦の終結、ソ連崩壊によって、その正しさを立証したと喧伝された。その論陣を張った一人に、米国の政治学者フランシス・フクヤマ（日本姓名：福山良博）がいた。



【フランシス・フクヤマ】

彼は自由主義の勝利を『歴史の終わり』（自著のタイトル名、1989年刊行）ととらえ、共産主義イデオロギーに対する自由主義イデオロギーの優位性が確立され、イデオロギー闘争は終わったと主張した。しかし、そのフクヤマは近著『リベラリズムへの不満』（新潮社）で、「歴史の終わり」によって到来したリベラリズムとグローバル資本主義は、必ずしも自由民主主義の勝利とは言えないと論じている。どうしてだろうか。

フクヤマはリベラリズムの核心は「寛容」と「中庸」にあると説く。しかし、今、リベラリズムは過激な左右の言論によって本来の姿を失いつつある、という。透徹した視野を持っていたはずのフクヤマは、『歴史の終わり』で披歴した予見を修正し、21世紀のリベラリズムに対し、大いなる不満と懐疑を抱いているのである。

フクヤマ曰く、一経済的リベラリズムは、市場開放と自由競争に狂奔する。また、政治リベラリズムは、個人の自律を強調する。過度の個人主義は新自由主義を礼賛し、国家の干渉を徹底的に拒絶した挙句、経済的不平等を生み出してしまった一と。

新自由主義経済は、需要に効率的に対応し、労働流動性を高め、利潤を上げることを価値基準にする。確

かに、私たちは商品を購入、あるいは美味しい食べ物を口にすることに喜びを感じ、幸福感を得る生き物である。その欲望に応えることは、企業の使命だろう。

だが、絶え間なく物欲を刺激し、それで利潤を最大化させるシステムは人間にとって本当に幸せなのだろうか。フクヤマはこう自問する。そして、「例えば…」と以下のように自答する。

- ▼コーヒーを飲むことは、コーヒーを消費しているから幸福なのではない。友人との掛け替えない時間を共有する「脇役」だからこそ意味がある。
- ▼もし、パリの街角のカフェがスターバックスなどの米国資本に次々に呑み込まれていったら、パリはより豊かになるだろうか。
- ▼日本の小さなお寿司店や天ぷら屋が、米国式の大規模レストランチェーンに取って代わられたら、日本の「生活の質」は高まるだろうか。

## 武士道と商人道はつながっている

フクヤマの言う「生活の質」とは何か。日本の文化、伝統を指しているのは間違いない。個人主義はその国家、土地が培ってきた歴史の上であってはじめて生き活きとした自由を手にする。逆に歴史の養分が枯れた個人主義は、市場原理の波に翻弄され、他者を競争相手としか見なさなくなるのだ。

人間は自分の利益のためだけに生きているのではない。むしろ、人間にとってより重要なのは、自分の行為が社会的に評価されるかどうかだろう。どれだけ富を蓄えても、家族や心が通い合う友人もいない人生に価値はない—多くの日本人はこう考える。

過去の日本を見ても、江戸時代の武士は経済合理性などでは生きていなかった。「武士は食わねど高楊枝」とやせ我慢をし、それが武士たるものの美学と胸を張った。武士道とは死ぬことではなく、むしろ生き方の姿勢にこそ真髓があった。また、近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よしの精神」は、自分だけが儲かるのではなく、売り手と買い手が互いに満足し、結果として世間（社会）から信用を得ることが何よりの財産との商人道である。武士道と商人道は、「人としてのあるべき道」でつながっている。

忘却の彼方に消え去った感のある経済政策に、岸田文雄内閣が掲げた「新しい資本主義」がある。「新しい資本主義」の目指すべき目標は、新自由主義的な発想からの転換とされた。イーロン・マスクのような一握りの富豪が勝者とされ、経済全体を動かす社会ではなく、分厚い中間層が主役となる経済である。

ちなみに「新しい資本主義実現会議」による21年11月の緊急提言には次のように書かれていた。「すべてを市場に任せるのではなく、官民が連携し、現場の従業員や下請け企業も含めて広く関係者の幸せにつながる資本主義の構築を目指す」。野放図な市場競争でも、株主至上主義でもなく、顧客や取引先、地域社会などにも目を配る「三方よし」の人に温かい資本主義—岸田氏の頭にあったのはこれだったのではないか。

重ねて言えば、アダム・スミスは経済学書『国富論』の前に倫理学書『道徳感情論』を著し、「人間社会を構成するものは、人々の相互に対する共感だ」と言っている。いくら自由とか競争とかいっても市場が健全に機能するには、その背後に人間相互の共感がなければならないという。「経済学の父」アダム・スミスの言葉ゆえに重みを感じる。

フクヤマは、今日のリベラリズムが主張する人間の平等なるものは、白人中心主義を隠ぺいする虚言と喝破する。そのうえで結論として「中庸とは、自制心を意味し、また必要とする。極限までの感動や最大の達成を求めないように意識的な努力を必要とする」と書く。

利潤と富の最大化を価値とするグローバル資本主義とリベラリズムを「否」とするフクヤマの「中庸」の意味を噛みしめねばならない。

## Profile

ばば しゅういちろう  
馬場 周一郎

1950(昭和25)年、福岡県出身。  
72年、西日本新聞社に入社。社会部の事件記者を経て、東京支社政治経済部で首相官邸、自民党、日本銀行、経済産業省などの取材を重ねた。現在はフリーの立場で、月刊誌に政治、経済、社会、人権についての時事コラムを執筆する一方、各地で講演活動を続けている。  
主な著書に『2050年—変わる日本変わる社会』(人権教育啓発推進センター)



## 管理監督者性が肯定された例

— (静岡地裁 (令和6年10月31日判決) 【労経速2523号3頁】) —

弁護士 阿部 哲茂



◆執筆者のご紹介

あべ つも

平成11年 弁護士登録

阿部哲茂法律事務所 (北九州市)

### 第1 はじめに

本判決は、従業員が未払時間外手当等の請求をしたところ、会社が当該従業員は管理監督者(労基法41条2号)に該当するとして支払を拒んだ事案に関するものである。

なお、本判決には管理監督者該当性以外の争点(休職期間満了後の退職の有効性)もあるが、紙幅の都合上この争点には触れない。

### 第2 事案の概要

1 Y(被告)は、医療機器の製造、品質管理及び受託業務等を業とする会社である。事業拠点として、本社とA工場がある。

2 X(原告)は、Yとの間で、令和2年7月14日、以下の約定で期間の定めのない労働契約を締結した。

入社予定日 同年10月1日

雇用形態 正社員

所属・職位 品質保証室 執行役員 医薬品担当部長

年収 812万8500円(通勤手当除く)

出社場所 A工場

3 Xは、令和3年5月28日、Yとの間で、「A

工場品質保証部長代理兼品質保証グループ長」の肩書にて執行役員契約を締結した。

4 Yは、同年9月3日、Xからメニエール病に罹患しており、目が回る症状があるとの申告があったこと、相当日数の病気による欠勤があったことなどから、Xに対し、原因となっている病気が治ゆし、出勤できることの確認ができるまで自宅待機及び在宅勤務を命じる旨通知した。

その後、Xは休職し、令和4年7月26日に休職期間満了により退職となった。

5 これに対し、Xは、Yに対し、労働契約上の地位確認や未払賃金等の支払を求め、本件訴訟を提起した。

### 第3 本判決の主な判示内容

1 管理監督者に当たるか否かは、その職務の名称にとらわれず、(a)職務内容、権限及び責任の重要性に照らし、労務管理を含め、企業全体の事業経営に関する重要事項にどのように関与しているか、(b)その勤務実態に照らし、法定労働時間の枠を超えて勤

務する必要がある、その勤務実態が労働時間等に対する規制になじまないものであるか否か等、(c) 給与(基本給、役付手当等)又は賃金の全体において、管理監督者にふさわしい待遇がされているか否かなどの諸点から判断する必要があるというべきである。

なお、前記(a)に関して「経営者と一体的な立場」にあるというのは、担当する組織部分について、経営者の分身として経営者に代わって管理を行う立場にあることを意味するにとどまる。そうすると、当該労働者がその職務内容の点で、少なくともある部門全体の統括的な立場にあるか否かという観点からの検討を行えば足りる。

- 2 (a) について、Yの職制規程によれば、執行役員は、社長若しくは社長から委任された職務を担当する取締役又は常務執行役員の命を受け、所管する部若しくは工場又は室の業務執行方針を樹立し、所属管理者等を指揮して所管業務を執行すると定められている。そうすると、Yの職制では、執行役員は、所管する部若しくは工場又は室の長である。また、Yの従業員合計111名のうち、取締役と執行役員は合計9名しかいなかった。

しかして、Xは、Yに入社した当初から執行役員に就任しており、品質保証室長や品質保証グループ等の所属管理者よりも上位にあり、医薬品担当部門の長の地位にあった。また、Xは、令和3年5月29日以降は、品質保証部長代理の地位にあり、同部長と同等の権限を有しており、正医薬品製造管理者として、医薬品製造事業を統括する地位にあった。

これらから、Xは、Yの品質保証部門において、全体の統括的な立場にあったということができる。

- 3 (b) について、Xが、Yから、労働時間

を指示され又は早朝に出勤することをやめるよう指示されたことはない。また、Xは、遅刻、早退、半欠又は欠勤した場合であっても減給されたことはなく、欠勤等について、人事評価上、不利益に取り扱われたこともなかった。

- 4 (c) について、Xは、基本給30万円に加え、職能給5万円、資格手当3万5000円、役職手当10万円、諸手当10万円など月額合計58万7000円(年収812万8500円)の給与を得ていた。これは、一般的に見て相当に高額な報酬であり、社会通念上、執行役員としての待遇にふさわしいものであったといえる。また、Xに対する上記報酬額は、Yの従業員のうち非管理監督者の報酬と比べると、著しく高額なものであった。

- 5 Xは、職務内容等、勤務実態及び給与のいずれの面からしても、経営者と一体的な立場にある者に当たると認められるから、労基法41条2号の管理監督者に当たる。

#### 第4 コメント

- 1 労基法は、「監督若しくは管理の地位にある者(管理監督者)」は、労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用がない旨規定する(労基法41条2号)。なお、「労働時間」に関し、深夜業の規制に関する部分は含まないことには留意する必要がある。

ご案内のとおり、管理監督者については、その具体的な要件は労基法には規定されておらず、かつ、具体的な判断基準を示した最高裁判決もないが、行政解釈(昭和63年3月14日基発第150号)上、管理監督者は、「一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきもの」とされている。

2 管理監督者該当性が争われた判決としては、日本マクドナルド事件判決（東京地裁平成20年1月28日判決）が有名である。

同判決では、ファストフード店長の管理監督者性を判断するに当たり、①職務内容、権限及び責任に照らし、労務管理を含め、企業全体の事業経営に関する重要事項にどのように関与しているか、②その勤務形態が労働時間等に関する規制になじまないものであるか否か、③給与及び一時金において、管理監督者にふさわしい待遇がされているか否かなどの諸点から判断すべきであると判示された。そして、同判決は、上記の要件の①について、店長が、アルバイト従業員の採用やその育成、従業員の勤務シフトの決定、販売促進活動の企画、実施等に関する権限を行使し、Yの営業方針や営業戦略に即した店舗運営を遂行すべき立場にあるから、店舗運営において重要な職責を負っていることは明らかであるものの、店長の職務、権限は店舗内の事項に限られるのであって、企業経営上の必要から、経営者との一体的な立場において、労働基準法の労働時間等の枠を超えて事業活動をするを要請されてもやむを得ないものといえるような重要な職務と権限を付与されているとは認められない、として店長の管理監督者性を否定した。

この日本マクドナルド事件以降、①の要件について、当該労働者の会社の企業全体としての経営方針の決定への関与を要するとの極めて狭めた考えを取る裁判例が少な

くなかった。

しかしながら、そのような考え方によれば、取締役性に極めて近い者でなければ管理監督者性は肯定されないことになり、管理監督者に該当する範囲が狭きに失するとの批判がされている<sup>1</sup>。

3 本判決は、日本マクドナルド事件が挙げた3つの要件を基本的には踏襲しているものの、①の「経営者と一体的な立場」に関し、全社的な意思決定への関与までは求めておらず、担当する組織部分について、経営者の分身として経営者に代わって管理を行う立場にあることを意味するにとどまるものであり、少なくともある部門全体の統括的な立場にあるか否かという観点からの検討を行えば足りる、と判示した。

かかる判示は妥当なものであり、日本マクドナルド事件以降、管理監督者該当性が認められるための①の要件につき一石を投じたものと評価できる。

4 本判決は、管理監督者該当性の判断基準について従前の裁判例と同様の基準を採用しながら、「経営者と一体的な立場にあること」について、従前の裁判例よりも管理監督者に該当する範囲を拡充するものであるから、本誌にて紹介するものである。

なお、上記3要件には含まれていないが、本判決が「従業員111人のうち、取締役と執行役員は合計9名しかいなかった」と管理監督者に該当し得る従業員の人数に着目していることも特徴的である。

<sup>1</sup> 菅野和夫 山川隆一「労働法 第13版」(法律学講座双書、2024年)417頁でも「裁判例をみると『経営者と一体的な立場にある者』…については、これを企業全体の運営への関与を要すると誤解しているくらいがあった。企業の経営者は管理職者に企業組織の部分ごとの管理を分担させつつ、それらを連携統合しているのであって、担当する組織部分について経営者の分身として経営者に代わって管理を行う立場にあることが『経営者と一体的な立場』であると考えべきである。」とされている。

# 米国関税措置を受けた緊急対応策

今般の米国関税措置を受けて、  
政府は、国民生活への影響を分析し、必要な支援を行います。

<p><b>1 特別相談窓口の設置</b></p> <p>全国約<b>1,000か所</b>の特別相談窓口</p> <p>事業者に寄り添い相談にきめ細かく対応</p> <p>全国各地に相談内容に応じた相談窓口を整備</p> 	<p><b>2 資金繰り支援</b></p> <p>日本公庫・沖縄公庫のセーフティネット貸付が利用できる要件を緩和</p> <p>関税措置の影響を受けた場合、要件である「売上高5%以上減」等を不要に</p> 	<p><b>3 経営課題への伴走支援</b></p> <p>「ミカタプロジェクト」を通じた自動車部品サプライヤーへの経営アドバイス・施策紹介</p> <p>新事業進出に向けた設備導入や省力化投資への補助等の支援に円滑につなぐ</p> 
<p><b>4 雇用維持への支援</b></p> <p>雇用調整助成金等の<b>迅速化・活用促進</b></p> <p>全国のハローワーク等において丁寧に対応</p> 	<p><b>5 電気・ガス料金支援 ガソリン等の価格抑制</b></p> <p>標準的な家庭の電気・ガス代を<b>3,000円程度引下げ</b>（7月～9月の合計）</p> <p>ガソリン・軽油について<b>定額10円/Lの価格引下げ</b> ※灯油等は5円/L引下げ</p> 	<p><b>6 中小企業向け補助金の優先採択</b></p> <p>影響を受ける中小企業を優先的に採択</p> <p>ものづくり補助金 ものづくり補助金や新事業進出補助金で実施</p> <p>新事業進出補助金 他の補助金に拡大予定</p> 

※上記は2025年8月1日時点の情報です。

## 資金繰り支援など

<p><b>1. 日本公庫・沖縄公庫による融資制度の要件緩和</b></p> <p>関税措置の影響を受けた事業者の方は、<b>売上減少・利益減少</b>といった要件を満たさなくとも<b>対象</b>となります。</p> <p>*詳細：【貸付期間】 8年以内（運転資金） 15年以内（設備資金） 【限度額】 7.2億円 等</p>	  <p>▲相談窓口一覧</p>				
<p><b>2. 民間金融機関からの資金調達への支援（信用保証）</b></p> <p>関税措置等の影響を受け、不況業種として指定された業種（全体1169業種のうち557業種を指定中）に属する事業者の方が<b>民間金融機関から資金調達をする際に信用保証協会が支援</b>します。</p> <p>詳しくはお近くの信用保証協会や金融機関まで御相談ください。</p>	  <p>▲指定業種はこちら</p>				
<p><b>3. 日本貿易保険（NEXI）による保険金支払い</b></p> <p>関税措置の影響を受けて、<b>輸出取引がキャンセルされる等により生じた損失を保険金支払いの対象とし、輸出を行う事業者を支援</b>します。</p>	  <p>▲詳細はこちら</p>				
<p><b>4. 中小企業向け補助金の優先採択</b></p> <p>関税措置の影響を受けた事業者に対し、<b>ものづくり補助金</b>と<b>新事業進出補助金</b>において<b>優先的に採択</b>します。</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="167 1825 446 1937"> <p><b>ものづくり補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：最大4,000万円（従業員規模等により異なる）</li> <li>補助率：中小企業1/2、小規模事業者等2/3</li> </ul> </td> <td data-bbox="462 1836 566 1937">  </td> <td data-bbox="598 1825 877 1937"> <p><b>新事業進出補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：最大9,000万円（従業員規模等により異なる）</li> <li>補助率：1/2</li> </ul> </td> <td data-bbox="893 1836 997 1937">  </td> </tr> </table>	<p><b>ものづくり補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：最大4,000万円（従業員規模等により異なる）</li> <li>補助率：中小企業1/2、小規模事業者等2/3</li> </ul>		<p><b>新事業進出補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：最大9,000万円（従業員規模等により異なる）</li> <li>補助率：1/2</li> </ul>		
<p><b>ものづくり補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：最大4,000万円（従業員規模等により異なる）</li> <li>補助率：中小企業1/2、小規模事業者等2/3</li> </ul>		<p><b>新事業進出補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：最大9,000万円（従業員規模等により異なる）</li> <li>補助率：1/2</li> </ul>			

(内閣官房HP)

主な取組の詳細は、[こちら](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff_measures/index.html)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff\\_measures/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff_measures/index.html)



## 福岡経協セミナー

セミナーの申込方法など詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

### ●給与実務の法的留意点

給与担当者、管理者、事業主が知っておくべき法律上の決まりや実務の留意点を分かりやすく解説します。

日時：9月17日(水) 9:30~16:30  
 会場：電気ビル共創館3階 Cカンファレンス  
 講師：みちしる社会保険労務士事務所  
 特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏  
 参加費：会員 12,000円 / 一般 18,000円 (税込)

### ●労働法実務の基礎講座

最近の法改正内容などを踏まえて、人事労務担当者として必須の労働基準法の基本的な考え方と留意点を実務に即して解説します。

日時：1日目 10月15日(水) 9:30~16:00  
 2日目 10月16日(木) 9:30~16:00  
 ※①2日間とも受講、②1日目のみ、③2日目のみのいずれの受講方法も可能です。  
 会場：電気ビル共創館3階 Cカンファレンス  
 講師：社会保険労務士法人アドバンス 代表社員  
 特定社会保険労務士 伴 芳夫 氏  
 参加費：(税込)

	会員	アドバンス 会員	一般
1日目または 2日目のみ	12,000円	15,000円	18,000円
2日間	22,000円	28,000円	34,000円

### ●年末調整の実務セミナー

年末調整を適切かつスムーズに行うために必要な実務処理のポイントや留意点を分かりやすく解説します。

日時：11月5日(水) 9:30~16:30  
 会場：電気ビル共創館3階 Bカンファレンス  
 講師：税理士法人くまで会計事務所 代表社員  
 税理士・行政書士 熊手 艶子 氏  
 参加費：会員 12,000円 / 一般 18,000円 (税込)

### ●Z世代とのコミュニケーションセミナー

Z世代に対してどのように指導すればよいのか、どのようにコミュニケーションをとればよいのかについてお悩みの方におすすめです。

日時：11月27日(木) 9:30~16:30  
 会場：電気ビル本館 地下2階 7号会議室  
 講師：株式会社フォースコミュニティ 梶 仁 氏  
 参加費：会員 12,000円 / 一般 18,000円 (税込)

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

## 産訓九州セミナー

### ●MTP(管理者研修)コース

日時：10月21日(火)~23日(木)  
 会場：Zoomオンライン  
 受講料：会員 60,500円 / 一般 70,950円  
 (消費税込み)

### ●TWI-JR「人の扱い方」トレーナー養成講座

日時：11月10日(月)~14日(金)  
 会場：アクロス福岡6階 604室  
 受講料：会員 154,000円 / 一般 187,000円  
 (消費税込み)

### ●TWI-JS「安全作業のやり方」コース

日時：11月27日(木)~28日(金)  
 会場：アクロス福岡6階 604室  
 受講料：会員 34,100円 / 一般 36,300円  
 (消費税込み)

〈問合せ〉日本産業訓練協会・九州

☎092-715-0568

# 法律相談 事務局相談



## 弁護士による無料法律相談

ご担当いただく弁護士は「経営法曹会議」に所属する方々です。福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

労働法に限らず、会社関係法などについてもお気軽にご相談ください。

### 【福岡地区】

9月25日(木) 14:00~17:00	杉原 知佳 弁護士 (三浦・奥田・杉原法律事務所)	
10月23日(木) 14:00~17:00	熊谷 善昭 弁護士 (徳永・松崎・斉藤法律事務所)	

〈会場〉福岡県経営者協会事務局 (裏表紙地図参照)

### 【北九州地区】

10月9日(木) 14:00~17:00	阿部 哲茂 弁護士 (阿部哲茂法律事務所)	
-------------------------	--------------------------	---

〈会場〉阿部哲茂法律事務所  
(北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア3F)

- 緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- お申込みは、相談日の前日午前中までに事務局へお電話にてお願いします。
- 上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護士をご紹介いたしております。

### 福岡経協顧問弁護士(敬称略)

阿部 哲茂	家永 由佳里	石橋 英之	熊谷 善昭
桑野 貴充	古賀 和孝	斉藤 芳朗	杉原 知佳
徳永 弘志	中野 敬一	中野 昌治	永原 豪
花島 正晃	松崎 隆	三浦 正道	山本 紀夫
渡邊 洋祐			

## 社労士による無料労務相談

福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

諸規定の整備などお困りのことがございましたら、ぜひご利用下さい。

担当：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス所属の社会保険労務士

日時：平日9:00~17:00

会場：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス (福岡市中央区舞鶴2丁目2-11 富士ビル赤坂8F)

申込方法：事務局へお電話ください。

## 事務局相談

福岡経協では、人事労務管理や賃金などについて随時ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

## 会務報告

2025年8月

\*太字……当協会主催行事

\*細字……経団連の行事および当協会が行政等から委嘱された委員として出席した行事など

5・6日 九州地域戦略会議

7日 欧州視察事前説明会

18・20日 福岡県最低賃金審議会

22日 福岡労働者災害補償保険審査参与会

27日 若手経営者懇談会

28日 定例無料法律相談

// 労働者派遣事業適正運営協力員会議

# 九州経営法曹大会 第59回 大分大会

日 時：11月18日(火) 13:30~17:00  
11月19日(水) 9:30~16:00

会 場：レンブラントホテル大分 2階「二豊の間」(大分市田室町9-20)

テ ー マ：1日目「近時の労働裁判例から学ぶ実務上の対応  
～勝敗を分けたポイント解説～」  
2日目「ハラスメントに関する企業の対応」

参 加 費：各県経営者協会会員 23,000円(資料・2日目の昼食・税を含みます)  
一般企業参加者 33,000円(資料・2日目の昼食・税を含みます)  
レセプション1日目終了後、会場ホテルにて立食形式のレセプションを開催します。  
九州各県から多数の弁護士にご参加いただきます。参加をご希望の方は事前にお申込みください。  
\*レセプション参加費：9,000円/1人(税込)

申 込：11月4日(火)までに右記参加申し込みフォーム(QRコード)  
もしくは大分県経営者協会ホームページ「行事のお知らせ」から参加申込書  
を印刷いただきお申し込みください。



問 合 せ：大分県経営者協会  
TEL：097-532-4745 FAX：097-536-3012  
E-mail：info@oitakeikyo.jp

## 参加者の声

- ・多角的な視点から考えること、事前の対応の重要性を強く感じました。
- ・多くの判例を取り上げての解説は、実務的でとても分かりやすかったです。
- ・すばらしい大会で勉強になりました。また、弁護士さんと名刺交換ができたので、今後相談できることが助かります。
- ・多くの弁護士の見解が聴けて勉強になりました。

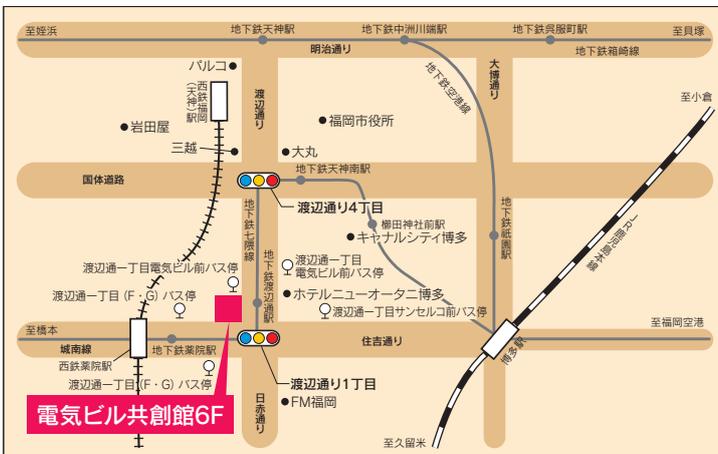
## Access

### 博多方面から

- 地下鉄** 「博多駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)
- バス** 「博多駅前A番」停留所より「渡辺通経由天神方面行き」に乗車または「博多駅前B、C、D番」停留所より「薬院駅方面行き」に乗車  
「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

### 天神方面から

- 西鉄天神大牟田線** 「西鉄福岡天神駅」から大牟田方面行きに乗車、「薬院駅」降車徒歩5分
- 地下鉄** 「天神南駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)
- バス** 「天神北(ノース天神前)」、「天神コア前7B」または「天神大丸前4C」から乗車、「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ



## 福岡県経営者協会

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館 6階 TEL.092-715-0562 FAX.092-781-4149  
ホームページ <https://www.fukuoka-keikyo.jp/>